

令和3年6月8日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員13名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(欠席議員1名)

9番	越	後	敏	明
----	---	---	---	---

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	濱	村	大			
富	来	支	所	長	関	田	勝	行	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	中	田	龍	一		
住	民	課	長	西		清	孝		
健	康	福	祉	課	長	村	井	直	

環境安全課長	宮 下 隆
商工観光課長	荒 川 仁
農林水産課長	大 谷 清 樹
まち整備課長	吉 村 満
富来病院事務長	藤 井 専
会計管理者(会計課長)	平 井 清
学校教育課長	徳 楽 仁
生涯学習課長	大 畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出 崎 茂 男
議会事務局参事	徳 田 敦 史
議会事務局主幹	坂 上 大 輔

(議事日程)

日 程 第 1 町長提出 承認第2号ないし第11号、議案第35号及び第36号並びに  
町政一般(質疑、質問)

日 程 第 2 町長提出 承認第2号ないし第11号、議案第35号及び第36号(委員会付託)

( 開 議 )

**寺井強議長** ただ今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として場内換気を行うため、適時休憩を入れますのでご了承ください。

日程第1 町長提出 承認第2号ないし第11号及び議案第35号及び第36号並びに町政一般  
(質疑、質問)

**寺井強議長** 次に、町長から提出のありました承認第2号ないし第11号及び議案第35号及び第36号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許します。

3番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。

おはようございます。3番 福田晃悦です。

本日の一般質問は今朝の朝刊の記事の件もあり報道からも町民からも注目が集まっております。終盤に目玉となる場面が控えているそうですが私にも前向きなご答弁を期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

まず最初の質問です。新型コロナワクチン接種についてです。

県は64歳以下を対象とする新型コロナワクチンウイルスのワクチン接種に向け、県独自の大規模接種センターを開設し、7月上旬から金沢市の県産業展示館を会場にスタートさせ、休みを設けず毎日接種する計画であります。

金沢市は集団接種会場を3か所追加し、高齢者接種を7月末までに完了できるよう後押しし、高齢者人口が最も多い金沢市で接種が加速すれば、医療提供体制に余裕が生まれると考えられます。

富山県は今月中旬にも高齢者接種の特設会場を1、2か所設ける方針で、土日を中心に約500人の接種を見込み、ある程度めどが立った後、特設会場を一般接種用に移行する算段です。

また、政府は64歳以下の一般接種について、職場や大学での職域接種を今月21日から開始可能としました。県が設ける大規模接種センターに職域接種が加わり、現在、市町が進めている接種と別ルートが増えていけば、ワクチン普及の大幅な進展が期待でき、こうした居住地を問わないルートは接種券の扱いなど各自治体との連携が不可欠で、県には主導力を発揮して円滑な接種態勢を整えることを期待します。併せて効率を高めるために必要なのは企業側の協力で、64歳以下は大半が現役世代で、平日の接種は難しく、土日に集中するのを避け、接種を平均化するには業務時間中に接種できるようにしたり、接種する際は休暇を認めるなどワクチンを受けやすくする環境づくりが求められております。接種の迅速化が地域経済の早期回復に寄与することを企業側は理解し、勤務体制の見直し

に取り組むことが望まれます。

そして、大規模接種も職域接種も実現する要は医療スタッフの確保であり、厚労省の検討会は新たな打ち手として救急救命士や臨床検査技師を容認しました。薬剤師や治療放射線技師、臨床工学技士は接種後の経過観察などの役割を担う案もでており、正式承認を急ぎ、人員不足で接種会場を増やせない自治体のサポートにつなげるべきです。

また、河野行政改革担当大臣が、6月下旬から自治体に配送するファイザー社製ワクチンについては、高齢者接種が高い上位5県に優先配分する方針を示したのは、実績を上げている自治体にワクチン接種をさらに加速してもらい、全体の接種率を上げる狙いだらうといわれております。供給に差をつけるのは差別的などの批判する声も聞かれますが、効率的な接種を実現し、結果を出している自治体に、けん引役になってもらう方法は理にかなっております。

都道府県別の接種率をみますと、1回目の接種が終わった高齢者の割合は5月30日現在、1位の和歌山県が26.8パーセントに達したのに対し、三重県や兵庫県は10パーセントにも達していません。

石川県は19.9パーセントで7位と、惜しくも優先配分の対象に入っておりませんが、5位の高知県、22.4パーセントとは、それほど大きな差はありません。地理的な条件や医療従事者の総数などの違いで、自治体ごとの接種率に多少差が出てくるのはやむを得ませんが、どこまで段取り良く準備をしてきたのか、真剣に取り組んできたのか、自治体の本気度がかなりの部分で順位に反映していることは間違いありません。

ワクチンの接種率が高い地域は、その分、感染者が減り、新型コロナウイルスに耐性のある地域となる期待が高まり、クラスターの発生も抑えられます。

各自治体は大規模接種会場の準備を急ぎ、接種率を高めようと悪戦苦闘しておりますが、好むと好まざるとにかかわらず、接種率を競い合う地域間競争が起きていると受け止める必要があります。

国内で1回目のワクチン接種を終えた人の数は6月1日現在、1,000万人を超えましたが、人口比では7.9パーセント程度にすぎず、イギリスの58.0パーセント、カナダの57.7パーセントに大きく水を開けられており、政府が1日100万人の接種目標をあげるのは決して言い過ぎにあたりません。

6月21日から職場や大学などで始まる職域接種を、北陸でも広く実現するために、官民が総力を挙げ、感染拡大の第4波の収束を切に願います。さて、ワクチン接種について、以下、4点の質問をいたします。

一つ目の質問は、余剰ワクチンの利用方法についてです。コロナウイルスワクチンの余剰分を使い、自治体のトップらが接種したことがマスコミなどに取りざたされておりますが、大阪、茨城、岐阜、兵庫4府県に続き、北海道などでも事例が確認され、田村厚生労働大臣は「住民に十分説明できるか、各自治体が責任を持って判断する必要がある」と述べました。

県内では多くの自治体で高齢者接種が始まっておりますが、限られたワクチンの量のため予約申し込みが殺到し、早く接種したいのに予約ができず不満を募らせている希望者が多数おいでます。そうした状況も合わせて考えると、今回、優先される対象年齢でも医療従事者でもない首長らが接種したことに批判的な声上がることは仕方ない面があります。

首長に限らず、同じような混乱を避けるため、自治体は余剰ワクチンの利用方針を早急に決めておくべきであり、厚労省は余剰ワクチンについて、医療従事者用は自施設や近隣施設等で接種可能な医療従事者等を集めて接種し、高齢者用は申し込みの際に予約日以外の可能な日を聞き、キャンセル時に呼びかけるなどの例を挙げながら、最終的には自治体での検討を要請しております。

気掛かりなのは今回、首長らに対する批判が出たことで、現場関係者でも余剰ワクチンの接種を躊躇する人が出てこないかという点であり、迅速な接種が求められている中でルールを設けた方が接種側も受ける側もやりやすくなります。

原則はキャンセル分のワクチンを無駄にせずに、可能な限り接種済み者を増やしていくことであり、それには現場でのその都度、臨機応変に対処することが欠かせず、硬直的すぎるルールは避けるべきであり、キャンセル待ちの登録制を設ける自治体もありますが、直前に取り消しでは難しい場面もあるはずです。ワクチンは解凍後、希釈や投与に時間的な制約を受けるため自治体が柔軟に対応できる配慮が必要である一方、高齢者が早期接種を望むのは理解できますが、これから順次、十分なワクチンの量が配分されることから、今のわれ先にと風潮に惑わされない冷静さを取り戻すことも考えていくべきです。本町での当日キャンセル等で発生した余剰ワクチンの優先順位等の利用方針についてお聞かせください。

い。

2点目は、技能実習生等の在日外国人への対応についてお伺いします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐには、日本に住むすべての人が正確な情報を元に適切な予防対策を実施すること、情報と医療へのアクセスをあらゆる人に平等に確保することが必須です。

グローバル化が進む今、学生、技能実習生、労働者、移住者など、日本もたくさんの方々の外国人の方々が暮らしています。言葉の不自由さや社会経済的な不安定さにより、在日外国人の方々の必要な情報と医療へのアクセスが限られてしまうようなことがあれば、日本全体での感染拡大および大きな社会的な損失は避けられません。

本町においても、ワクチン接種を前提とした、在日外国人の方々が必要な情報と医療アクセスを確保できることが望まれます。

感染症は人種も国籍も選びません。日本に住むすべての人が連携と思いやりをもって、この局面を共に乗り越えてくべきと考えますが本町での技能実習生等の接種方針をお聞かせください。

三つ目の質問は、接種会場と避難所の対策についてです。高齢者に対する新型コロナウイルスのワクチン接種が本格化する中、集団接種の会場となる市町村の体育館や公民館が、災害時の指定避難所や緊急時の一時避難所と重なっているケースが、全国でも多数あることが最近調査されております。

大雨被害の多発する熊本県内でも少なくとも23市町村の42施設に上ることが分かっており、このうち、多良木町は5月10日から、避難所に指定している町民体育館を集団接種会場として使用しており、同町危機管理防災課は「ワクチンを巡る混乱を考えると、接種は一日でも中断できない」と説明し、県南部を中心に大雨となった5月20日、町は町内全域に避難指示を発令しました。このため、避難する住民を町民体育館ではなく、町役場に誘導するなどして対応しましたが、町危機管理防災課は「昨年7月の豪雨を上回るような場合は、一から見直さなければいけない」と話したそうです。

また、熊本市は、全5区に接種会場を設け、このうち、避難施設と重なるのは市民体育館、西部公民館、城南総合スポーツセンターの3か所で、施設が広く、避難者を収容しない部屋を接種会場にするため、熊本市は「影響はない」として

いるそうです。

本町ではワクチン接種会場の富来活性化センターが非常時の指定避難場所となっておりますが、避難が必要になった場合の富来地区での避難所の運営についてお聞かせください。

四つ目の質問は、職域接種についてです。

政府が新型コロナワクチンの職域接種を6月21日からスタートさせることを受け、大手の保険会社や交通会社などが実施する方向で準備に入りました。社内に診療所を備え、産業医が常駐するなど環境がある程度整っている大企業が先行するのは妥当であり、今はできるところから早く始めることが全体のワクチン接種を加速させるためには必要であります。

厚生労働省は職域接種を始めるにあたり、1会場の対象者が最低1,000人程度を基本とする目安を示し、今のところ、北陸銀行が実施の方針を固めました。珠洲市では今月7日から保育士を対象に始め、訪問看護師やデイサービス施設などに従事する社会福祉協議会関係者から順次、接種を進めていくとの事です。現在は、変異株の置き換わりが進み、若い人の感染者が増えており、保育所や小中高校、大学でワクチンを打つルートを設けることはクラスター対策としても有効であります。自治体が独自で、保育士や教員、学校職員を対象とした職域接種の仕組みを構築できないかも検討されております。

企業については産業医を中心に接種する態勢をバックアップする必要があり、中には産業医がいても多人数の接種をこなすスタッフが足りなかったり、ワクチンの管理などが壁となり、実施するのは難しいと考えている企業があるとも思われます。自治体が人員確保の相談役を担うことで職域接種が可能となる企業が一つでも増えていけば、他の接種会場の負担軽減にもつながります。

政府は職域接種の開始に関し、接種券が届いていない場合でも接種は可能とし、後日届いた接種券を使って企業側が記録を登録する手順を想定しており、64歳以下への接種券配布にまだ見通しがたっていない自治体は多数ありますが、こうした現況で、早く接種したい人の要望に応え、かつ感染リスクを低減化するには打てる人に打っていく事後登録のやり方は理解を得られると思われれます。

各自治体が進めている住民接種と並行して、いかに別の接種ルートを設けるか知恵を絞るべきと考えますが、町内企業内や町内工業団地内での職場および集団

ワクチン接種についてお聞かせください。

以上4点、ご答弁お願いいたします。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。福田議員の新型コロナワクチンの接種についてのご質問にお答えをいたします。余剰ワクチンの優先順位等の利用方針ですが、まず高齢者を優先していることから、関連のある介護訪問系事業所及び通所系事業所の従事者、ワクチン接種会場の従事者をリストアップし、事業所ごとに接種順位を付けた名簿から公平に接種をしています。

また、今月からの本格的な接種により、キャンセルが増える場合を想定し、幼児と接する保育士もリストアップするため、公立及び民間保育園・幼稚園に対し、名簿の提出を依頼しているところであります。

貴重なワクチンですので、廃棄することのないよう対応していきます。

次に、町内の外国人実習生の接種についてであります。外国人登録をしている方にも接種券を送付していますので、集団又は医療機関での個別接種を受けることができます。

また、大規模な事業所には企業内接種を計画しており、そこに従事する外国人実習生は、社員と一緒に接種を受けることで調整をしております。

次に、町内企業や工業団地での集団接種についてであります。

高齢者に続き、64歳以下の一般接種を開始しますが、ほとんどの方は現役世代であり、集団接種は土・日を中心に計画をしております。

早期の接種終了には、接種機会を増やす必要があり、集団接種に併せて一定人数以上の事業所で企業内接種の調整を行っているところであります。

現時点では、調整中のため、具体的な企業名は差し控えますが、接種の対象は、原則、住民と単身赴任者、外国人実習生となり、町外から通勤する従業員の方は、それぞれの住所を有する市町での接種となります。

接種会場は、大規模な事業所であれば、社員食堂又は大きめの会議室を利用し、能登中核工業団地ではコミュニティ施設を予定しており、接種は企業の産業医と協力医師が担当し、町は職員の派遣により、支援業務にあたります。

現在は、担当医師との日程・出務調整のほか、対象企業に接種希望者の取りまとめなどを依頼しております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、ワクチン接種期間中における富来地区での避難所の運営についてのご質問は、担当課長より答弁させますので、宜しくお願いいたします。

**寺井強議長** 宮下環境安全課長。

**宮下隆環境安全課長** はい、議長。

福田議員の新型コロナワクチン接種についてのご質問のうち、ワクチン接種期間中における富来地区での避難所の運営についてお答えいたします。

災害の恐れのある場合や、発生した場合の避難所として、感染症対策に配慮し、西山台志賀消防署横の地域交流センターと富来活性化センターの2か所を指定避難所として開設し、不足が生じた場合、他の公共施設を避難所として順次開設していく計画としております。

しかし、ご質問のように、現在、富来活性化センターが新型コロナウイルスワクチン接種会場となっており、大ホールが避難所として利用することができない状況です。

当初、富来活性化センターでは、感染症対策のため、3密の回避を考慮した上で、収容人員は80人程度を見込んでおりましたが、ワクチン接種会場の状況を考慮しますと50人程度の収容になるものと想定をしています。

このため、富来活性化センターを開設し、収容人数が不足する見込みの場合や大規模災害が発生した場合は、富来中学校の武道場と第1、第2体育館や、富来小学校の体育館と屋内退避エリアを避難所として順次開設していく計画としています。

なお、このことについては、今月開催予定の各区長さんを対象としたタウンミーティングで説明し、住民の皆様には、広報しかやホームページ等でお知らせする予定です。

今後とも、町としては、早めの避難を呼びかけるなど、災害時の適切な情報発信に努め、新型コロナウイルス感染症対策にも充分配慮した、避難所の開設・運営等、適切に対応していきます。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** 4点ご答弁ありがとうございました。わたしもコロナワクチンのこの接

種に関して何かできることがないかなというふうに考えていく中でよく問題になっているネット等の予約ができない方がたくさんおられる環境であるというふうに、やっぱり当初から思いましたので、接種券が持たれているけどもネット予約と電話ができない方に一応連絡を取って 30 人ほど予約しました。その方からやはり後日接種券予約できんかったんに、すごく感謝の言葉をいただきまして、やはり今コロナで人のつながりがあまり薄い中、こういった感謝の言葉をいただき人のつながりっていうのを久々に感じることもできたなと感じております。このコロナワクチンの接種に関しては日々状況がいろいろとコロコロと変わるとは思うんですけども、町長に関しても引続きコロナ対策の先頭でご尽力いただけることをお願い申し上げて次の質問に移らせていただきます。

次の質問です。確定申告についてです。

近年、スマートフォンやタブレットの普及で、インターネットを使った電子申告の利用が増え、窓口申請の数が減少傾向であると聞きます。

2020 年分の所得税などの確定申告は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、4月 15 日までの約 2 か月間と、期間が例年よりも 1 か月延長され、税務署などで密対策を講じながら受け付けを行いました。申告者数は例年並みとみられますが、オンライン上で申告する e-Tax の利用者は増加し、そのうち自宅などからスマートフォンを使って行われた申告は、前年から倍増したそうです。

確定申告の対象は年収が 2,000 万円を超える会社員や個人事業主らで、申告期間は例年、2月中旬から約 1 か月間です。

国税庁は今年、新型コロナの感染拡大を受け、無料通信アプリ LINE の国税庁公式アカウントで、整理券を事前発行する予約システムを導入し、会場でも、時間指定の当日券を発行して対応しました。

大阪国税局では昨年秋から、管内に企業や自治体など約 7,000 か所を訪問し、従業員らに e-Tax で申告するよう求めたほか、申告期間中には、近畿の大手スーパーマーケットの新聞折り込みチラシに、スマホなどで読み取れる、整理券を発行する LINE アカウントや確定申告の特設ホームページにつながる 2次元コードを掲載しました。

申告者数の総数は集計中だそうですが、こうした啓発の効果もあってか、同局管内では、今年の e-Tax を使った申告者数が速報値で約 180 万人となり、前

年の約 169 万人から増加。そのうち自宅などスマホを利用した申告者数だけを見ると、前年の 9 万 6,000 人から 19 万 4,000 人へと大幅に増えたということです。

大阪国税局は「啓発活動やコロナ禍が影響したのでは」と分析し「自身のスマホを使って申告してもらうのが一番のコロナ対策になると考え、今年は特に力を入れて啓発を努めた。今後も体験会を開くなどし、高齢者にも PR していきたい」と述べたそうです。

本町でも、例年 2 月から 3 月にかけて、本町庁舎及び富来支所で確定申告を受け付けておりますが、近年の窓口利用状況と、臨時送迎車の利用状況など、現状の状況と今後の計画をお聞かせください。

**寺井強議長** 中田税務課長。

**中田龍一税務課長** はい、議長。

福田議員の確定申告についてのご質問にお答えいたします。

本町における申告相談については、第 2 次集中改革プランの取組事項として、人口減少やインターネット申告の普及、事務効率化や経費削減といった行政改革の観点から、各地区の公民館など 17 か所あった申告会場を、平成 22 年度から役場本庁舎と富来活性化センターの 2 会場に集約し、申告相談者の利便性を図るため、無料臨時送迎車を運行しております。

両会場における本年の申告相談者は、2,230 人であり、5 年前に比べて約 370 人減少しております。

これは、議員ご指摘のようにインターネットによる電子申告者が、毎年多くなり、申告全体の 30 パーセントを超える状況となっていることが、会場での申告相談者の減少理由の一因と思われます。

また、申告相談専用の無料臨時送迎車については、公民館などの申告会場に歩いて来られていた方に配慮して運行したものであり、運行開始の平成 22 年度では、90 人の利用がありました。

しかし、年々利用者が減少し、本年の申告における利用者は 8 人となり、運行開始時の 10 分の 1 以下となっております。

このようなことから、町としては、来年の申告相談における無料臨時送迎車の運行を廃止し、代わりに、しかバスを利用して来られた方には、回数券を配付することを検討していくと共に、今後も、申告される方が利用しやすい相談体制に努

めていきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。来年度から現状を勘案し、しかバスで利用ということで臨時送迎車を運行廃止ということですが、この状況をみますと仕方ないというか、仕方ない状況かなという風に感じられます。確定申告のバスに限られず、限られた予算を有効に執行していくためにはこういった検証とか見直しというのは終わりなく続いていくことになろうかと思っておりますので、今後行政改革も待ったなしで進めて、また町長にも、頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

**寺井強議長** 5番 南正紀君。

**南正紀議員** はい、議長。

5番 南正紀です。本定例会におきましては先の通告に従い、3点質問をさせていただきます。

最初に消防団員の処遇改善についてお聞きいたします。

東日本大震災時における地域の消防団員の、正に命がけの行動や尊い犠牲の発生に多くの国民が注目して以降、各地における災害時の消防団員の活躍に感謝の声が絶えません。東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島3県の消防団員の死者・行方不明者は、死者234人、行方不明者19人、計253人であることが総務省消防庁のまとめでわかっています。犠牲者のほとんどが地震・大津波発生直後に出勤していた公務災害とみられており、阪神・淡路大震災時における消防団員の犠牲者はわずか1名であることと比べると東日本大震災時の犠牲となった消防団員の数が極端に多く、いかに被災状況が激甚であったのかがわかります。

東北地方の消防団は津波が多発する地域であるため、特有の業務があるとされています。大災害時には避難誘導や広報、大津波警報を伝えるといった業務にあたることになっているそうであります。また、海辺の水門を閉じたりするのも消防団の役割だそうですが、水門を閉じるために、現地に赴いたものの、停電の影響により作業に難渋し、津波が押し寄せて危険な目に遭ったり、犠牲になった団員もいたそうであります。そのほかにも、ギリギリの局面まで海岸付近に留まり、

避難誘導を行うなど地域住民を守ろうとしたことが報道されました。

更には、震災後も消防団は復興のために全力を尽くしました。自衛隊などと連携して、ガレキ撤去や情報収集に率先して取り組むなど、多くの団員が一致団結して復興に取り組んだそうであり、その使命感には敬服の一言であります。

近年も、西日本豪雨の際に活動していた消防団員1名が命を落としていることや、発生から30年がたち、その凄惨さを忘れかけている雲仙普賢岳の火砕流により12名の消防団員の尊い命が失われたことなども、決して風化させてはなりません。

地震、水害、行方不明者の搜索等、火災以外の現場においても体を張って活動する消防団員ですが、総務省発行の令和2年度版消防白書によりますと、令和元年中の公務における消防団員の死傷者は、火災による負傷者143名、風水害で死者1名、負傷者23名、演習・訓練中等によるもので死者2名、負傷者686名等、全体で死者4名、負傷者は969名に上ります。

このような過酷な条件のもと、自分たちの地域は自分たちで守るとの一念で活動いただく消防団は、地域防災の要であります。しかしながら、近年そのなり手が不足し定員確保が困難となりつつある状況下、以前の一般質問におきまして、機能別消防団員の導入を求めたところ、ほどなく導入となり、団員確保の一助となったのではと歓迎しているところであります。

さて、過日、地域の安心安全を背負う消防団員の年額報酬が県内19市町において、最大4倍近い差があることが報じられました。消防団員の年額報酬、出動手当に対する地方交付税算入額は、報酬が3万6,500円、手当てが7,000円となっておりますが、実際の支給額は各地方自治体が条例で定めています。本県におきましては、年額報酬が2万円の輪島市、珠洲市、穴水町から、川北町の7万5,000円までと大きな差があり、手当てにおきましても大きな開きがあります。

本町におきましては、年額報酬が2万5,000円と下位に近く、手当ても多いほうではありません。

総務省消防庁におきましては、消防団員の処遇等に関する検討会を開催し、検討を行ってまいりましたが、今般、消防団員の適切な処遇のあり方に関する検討の結果を中間報告として取りまとめ、年額報酬は、団員階級の者は36,500円を標準とすること、出動報酬は、災害時は1日あたり8,000円を標準とすること、報

酬等の団員本人への直接支給を徹底すること、各市町村においては消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。との通知が消防庁長官から発出されたと承知しております。

本町の消防団におきましては、羽咋郡市消防団連合訓練大会では、どの団も上位の得点を獲得する等、常に練度を高める努力を怠らず、勤勉で勇敢であり我々の誇りであります。加えて、町内の火災現場におきましては「分団の初期消火のおかげで延焼を免れた」、「災害発生時の活動には、感謝に堪えない」等の声が多く聞かれます。

定例会初日の、提案理由説明で町長は消防団に関し述べられていましたが、本町ではどのような対応となるのでしょうか。是非とも、県内上位の待遇を求めますが、町長の見解をお聞かせください。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。南正紀議員の消防団員の待遇改善についてのご質問にお答えをいたします。

消防団員には、日頃より本業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という崇高な精神のもと、昼夜を問わず献身的に活動していただいていることに対し、この場を借りて、心より感謝を申し上げます。

さて、4月13日付で消防庁長官から、消防団員の報酬等の基準の策定等についての通知があり、非常勤消防団員の報酬等の基準を定め、この基準を満たしていない場合は、消防団員の処遇改善等について適切に取り組むよう求められました。

県内各消防団の状況は、本町を含め、9消防団の一般団員の年額報酬が、地方交付税で措置される基準の年額3万6,500円を下回っている状況であり、本町の報酬は、羽咋郡市内で統一した額の2万5,000円であります。

町としては、消防団の果たす役割も重要かつ多様化していることから、男女問わず、消防団員の維持、確保に向けた方策の一つとして、報酬面での処遇改善に向けて消防団と協議をし、羽咋市、宝達志水町とも連携した上で、今年度中に引き上げについて、検討していきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 南正紀君。

**南正紀議員** はい。報酬については前向きに引き上げの方向で検討をいただけるということですので、ぜひとも活動に見合った報酬を提供できるように検討の方、よろしくをお願いします。

続いて、コロナワクチン接種により発生する差別の懸念についてお聞きをいたします。

本町においても、高齢者に対するワクチン接種が始まり、その効果に大きな期待が寄せられています。ワクチン接種先進国といわれるアメリカやイギリスでは、強いロックダウンの効果もあるものの、全国民の接種率が4割を超えたあたりから、感染拡大が収束しつつあるとの報告もあり、多くの我が国国民が接種については暫く様子を見るとしていたものの、ここにきて接種に前向きとなるなど、ゲームチェンジャーの切り札となりました。

「早く打ちたい」という声が目立つようになってきた一方、持病やワクチンへの不安などから接種しないという人たちも一定数はいます。接種の判断は個人に委ねられていますが、一部で接種しない人たちを否定するような事態も起きています。接種につきましては予防接種法で努力義務と位置づけられ、厚生労働省も「接種は強制ではなく、あくまで本人の意思に基づき接種を受けるもの」と説明し、法律の附帯決議には「接種しない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではない」と明記されております。

ところが、実際にはワクチン接種をめぐる差別的な扱いを受けるケースが明らかになっていきます。兵庫労働局によりますと、看護師がワクチン接種を断ったところ、勤めている病院から自己都合退職届の書類にサインするよう迫られたということであります。さらに、サインしなければ、自宅待機となり賃金も支払わないと伝えられたということでもあります。

ほかにも、介護施設で働く40代男性が、アレルギーがあるので接種しないと職場に伝えたところ、仕事を辞めるか、休職するか、希望しない部署に移るかの三択を迫られたケースや、看護学校に通う女子学生が、ワクチンの安全性に不安を感じて接種するのが怖い、接種しないと病院での実習を認めないと言われ、実習にいけなくなると単位が取れず、卒業できるのか非常に不安に感じている等のケースがあると聞きます。

本町におきましても、自身の既往症やアレルギー体質などを理由に摂取しない選択をする住民が一定数は出てくると考えられます。それらの人々に、感染防止に非協力的である、未接種の方入店お断り等の差別や偏見が出る恐れがあります。感染症に罹患したことで差別や偏見が発生する現状におきまして、本件も看過できないところであります。徹底した発生防止対策を求めますが町長の見解をお聞かせください。

**寺井強議長** 西住民課長。

**西清孝住民課長** はい、議長。

南正紀議員のコロナワクチン接種により発生する差別についてのご質問にお答えいたします。

感染収束に向けて効果が期待される新型コロナワクチンですが、議員ご指摘のとおり、体質や持病などにより接種できない方、あるいは、ワクチンへの不安から接種をしたくない方が一定数いらっしゃいます。

その一方で、全国的に感染がなかなか収束しないため、接種を受けることが当然という風潮があり、職場や周りの人から接種を強要されたり、接種をしないことで退職を迫られたりするなど、差別的な扱いを受けるケースが明らかになっております。

本町では、そういった事例は聞いておりませんが、こうした不利益や差別は、決して許されるものではありません。

そもそも、昨年12月に施行された改正予防接種法では、接種は国民の努力義務と位置づけられており、国も接種は強制ではなく、あくまで本人の意思に基づき接種を受けるものと説明をしております。

現在、厚生労働省では、接種の有無による差別防止に向けて啓発を行うとともに、労働相談窓口で職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談対応や解決のための情報提供を行っており、法務省においても、人権相談窓口で対応をしているところであります。

本町においても、広報7月号で町民の皆様に働きかけることとしており、さらに、ホームページ、防災行政無線などさまざまな手段により、繰り返し、啓発に取り組んでいきたいと考えております。

また、町民の方から相談があれば、本町の人権擁護委員や法務局などの関係機関

と連携を取りながら、情報提供及び解決に向けて対応をしていきます。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 南正紀君。

**南正紀議員** はい、議長。

町の方では高齢者の接種に関して、取りたいのに予約を取れているのかどうかの確認を区長さんや民生委員の方々に確認してもらうようにということで調整しているというふうにお聞きしておりますが、その際に受けていない方、まだ予約を取っていない方に接種を強く進めるというようなことがないようにくれぐれも気を付けて、その辺はお願いをいたします。

それでは最後に、感染症終息後の経済回復対策についてお聞きいたします。

先にも述べましたが、ワクチン接種先進国の報道などから、接種による感染防止効果に大きな期待がよせられておりますが、いわゆる集団免疫の獲得により大規模な感染拡大が抑制されるものと考えます。

集団免疫とは、ある感染症に対する社会全体の抵抗力のことをいいます。感染症は人から人に感染するため、集団免疫が低いと、人から人に感染し、社会全体でより多くの人々が感染してしまいます。逆に集団免疫が高いと、感染の広がりが小さくなり、社会全体を防衛することとなります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、通常ひとりの感染者から2から3人に感染を拡大させると言われており、60から70パーセントの人々が抗体を保有することで、ひとりから、ひとりにしか感染させることができず、収束に向かうこととなります。

つまり、人口の一定割合の人々が免疫を持つと、感染者が発生しても、他の人に感染させにくくなることで、感染症が流行しにくくなり、間接的に免疫を持たない人も感染から守られることとなります。よって、先ほども触れました、自身の都合でワクチン接種を見合わせた人々も守ることにつながるのであります。

これらを勘案すると、接種率は極めて重要となってきますが、本町では接種率の目標をどの程度とみているのでしょうか。

当然集団免疫が獲得できる接種率としていると考えますが、接種目標を達成した場合、集団免疫の効果により、その時点が町内において安心して活発な社会経済活動が再開可能となると判断できます。

今般、町長は大変大きなプレミアム率を有する商品券・食事券の発行に踏み切りました。町民のすべての皆様が期待を寄せるであろう経済支援の予算執行額であるとともに、商品券は販売直後に使用可能とする一方、食事券の使用開始については、感染症の動向を見ながら使用開始時期を遅らせる等の配慮も欠かさず、大胆かつ繊細な対策であり大きく評価するところであります。

商品券につきましては、直接的に町の経済を支援し、食事券につきましては飲食店を支援するだけではなく、納入業者にも効果を波及させるものであり、多くの事業者が恩恵を被ることとなります。

しかしながら、これまでの感染症のリバウンドなどの経験より、感染が大幅に落ち着くまで利用を控えるであろう業種もあります。観光やレジャーなどはその最たるものであります。これらの業種に対する今回の経済対策の効果は限定的なものになると考えます。加えて、コロナ禍の経済状況の中、行いたい設備投資を控えている事業者も少なからずあると考えます。

これらの事業者が、コロナ後に希望を持ち、今を耐え続けることができる感染終息後の経済回復支援策が必要ではないでしょうか。今を耐える事業者が事業を活発化させるコロナ後に、例えば、設備投資や運転資金の借り入れに対する利子補給を行うなどは効果的であると考えます。

今回の経済対策により事業の継続を支援するとともに、感染終息時に経済をV字回復させる施策の2本立てで町内の事業者を守っていただきたいと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

**寺井強議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** はい、議長。

南正紀議員の感染症終息後の経済回復対策についてのご質問のうち、本町での接種率の目標についてお答えいたします。

まず、集団免疫とは、集団内の免疫獲得者が十分な数に達し、新規感染者がいなくなる状態を指すもので、十分な数の人が免疫を得て、集団内での感染がなくなれば、免疫を持たない人を保護できるという原理であります。

新型コロナウイルスワクチン接種の集団免疫に対する有識者の考えは、概ね国民の7割程度が接種すれば獲得できるという見解を示しております。

このような考え方からしますと、接種率は70パーセント以上であること

が望ましいということになります。

町では、当初計画において、高齢者の接種率を 80 パーセントと見込んでいましたが、現在の予約状況はこれを超えており、アレルギーや持病等で接種を受けられない方や他市町で入所・入院中の方などを除きますと、高い接種率であると思っております。

今後、64 歳以下の一般接種においても、同様の接種率になるよう、啓発や勧奨を行っていきます。

また、高齢者については、接種を躊躇していた、或いは、考えが変わり接種したくなった方が 8 月以降でも接種できるよう、一般接種の中で対応をしてみたいと思います。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 荒川商工観光課長。

**荒川仁商工観光課長** はい、議長。

南正紀議員の感染症終息後の経済回復対策についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、人や物の交流が制限をされ、本町においても幅広い業種で影響を受けております。

そのような中、議員がおっしゃるとおり、ワクチン接種の進展に伴い、冷え込んだ経済活動を活性化させる対策が重要となってまいります。

町では、感染症の収束も見据え、コロナ禍の影響が大きい商店や飲食店及び住民生活を支援するため、商工会とも連携した志賀町プレミアム商品券・食事券を発行し、町内経済活動を活性化させ、事業者の体力温存を図るべく、今定例会に関連予算を計上させて頂きました。

また、観光面においても、本年 4 月から地域おこし企業人として、株式会社日本旅行から社員を受け入れて、アフターコロナを見据えた取り組みとして、ワーケーションや教育旅行の誘致・誘客など、交流人口の拡大に向けた観光推進策の検討を始めているところであります。

その他、経済活動の回復を支える人材確保に向け、ハローワークと連携した合同就職面接会や高校生の職場見学会の実施、商工会における経営計画策定支援や生産能力強化支援などの経営相談も実施をされます。

現時点では、未だにコロナ感染症の収束が見通せない状況にありますが、町としては、引き続き、国のG o T oトラベル事業や県の県民宿泊割事業などの動向を注視するとともに、商工会とも密接に連携をしながら、プレミアム商品券・食事券などの事業の継続支援と地域おこし企業人による教育旅行の誘致など、感染症終息後の交流人口の拡大施策等により、経済活動の回復を図っていきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 南正紀君。

**南正紀議員** ご答弁の中に感染症の終息の行方がまだまだ見通せないというようなことがありましたが、ワクチンの効果は確実にあるというように判断されておりますので、遠くない将来終息の方向に向かうのであろうという風に考えますので、あらかじめどのような対策が講じられるかということについては十分検討を進めて頂きたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

**寺井強議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は第2回定例会に際しまして6点について質問をさせていただきます。

まずはじめに、学校トイレに生理用品の設置をについてであります。

昨今はジェンダー平等という言葉をよく耳にします。今次コロナ禍の中、例えば学生さんのアルバイト収入が減っている中で切実なものである生理用品の確保で以外と苦勞されていることが浮き彫りになっているようであります。

思えば男性の方からは気付きにくいところではあります、女性の生理というのは人類の子孫を残すための非常にパワフルなもので、女性だけでなく、男性と社会、ジェンダー平等の課題であると言えるのではないのでしょうか。

そこで私は本町小中学校女子トイレ内にトイレットペーパーのように生理用品も当たり前のように置く事を提案するものであります。そうすれば、身近な性教育にもなり、改めて生理は誰のものなのか、なぜあるのかを考えるきっかけになり、健康を守り、安心した教育機会の保障にもなると思います。

よって、まずは学校のトイレに生理用品を置いて頂きたいと思いますが、いか

がでしょうか。

次に本町消防団員の報酬、手当額の引き上げをについてであります。先ほど南正紀議員からもご質問がありましたが、私からも述べさせていただきます。

4月13日、総務省消防庁は消防団員の処遇改善に向け基準に沿った報酬引き上げを行うよう自治体に通知しました。

そのような中、小泉町長は6月1日の本会議初日あいさつの中で本町消防団員の維持確保に向けた一つの方策として報酬面での処遇改善の検討を表明されました。

近年、全国的に大規模災害が多発する中、消防団員の高齢化やなり手不足等に歯止めがかかっていないのが現状かと思えます。

そんな中、本町では女性団員が加わり、明るいニュースもありますが、やはり報酬や手当額においては県内でも少ない方でありまして、年額報酬では2万5,000円と平成17年9月から15年以上変わっていません。したがって、本町消防団員の皆さんに感謝の意を込め、また、消防団の魅力アップにつながるよう、少なくとも国の基準額以上の報酬、そして出動するたびに支給される手当の同時引き上げを求めるものであります。

3点目はころ柿用果樹凍霜害への補償対策をについてであります。

4月11日、27日を中心に夜間から早朝にかけて急激な冷え込みによって起きる、いわゆる霜による果樹への凍霜害が発生しました。本町では町の有力な特産品であり、ふるさと納税返礼品の一つであるころ柿用果樹への被害が深刻な状況となっており、大幅な減収も予想されます。

生産者の皆さんは「たまには霜にあう事もあるが、こんなひどいのは初めてかもしれない」とのことです。

よって、本町の特産品を守ること、生産者の皆さんを支え、来年以降も生産ができるよう、国や県にも支援を求めつつ、町独自でも、ころ柿用果樹凍霜害に対する何らかの補償対策を講ずるべきと思いますが、いかがでしょうか。

4点目ですが、福祉施設職員へのPCR等検査をについてであります。

今、感染拡大の第4波は東京・大阪だけでなく、全国に広がり、感染者も重症者も高止まりの様相を呈しています。

感染力が強く重症化のリスクも大きいとされる変異株の広がり、あるところで

は医療危機のもと、入院も治療も受けられない患者さんの実態が報じられています。

そんな中、いまだに国としての新型コロナ封じ込めの本気の戦略が見えない、なされていないと言ってもいいもとの、一番危惧されるのが、やはり、新型コロナウイルス感染者集団、いわゆるクラスターの発生です。このクラスターが発生しますと、たちまち医療崩壊につながります。ただでさえ余裕のない医療機関での医療崩壊を防ぐためには何としても、特に感染防止対策が取りにくい、高齢者施設、障がい福祉施設、保育園などの福祉関係施設職員の方々へのPCR等定期的、社会的検査の徹底だと思います。よってその検査を国、県に進言すると同時に、町でも一刻も早く実施する必要に迫られていると思いますが、お伺いをいたします。

5点目は東京五輪、パラリンピック海外選手団、事前合宿の受け入れ断念をについてであります。

今、国は新型コロナウイルスの封じ込めに至っていない中、今夏の東京五輪、パラリンピックを強行しようとしています。

しかし、日本はもとより、世界中の多くの方々から、懸念の声が広がっているとの報道があります。現に政府分科会の尾身茂会長が五輪開催について「今の状況でやるというのは普通はない。このパンデミックで、いわゆる世界的流行の中で」と発言をされています。

そんな中、本町はレスリング強豪国アゼルバイジャンのほか、ジョージア、アルバニアのホストタウンとして選手団の事前合宿の受け入れを予定しています。

しかし、この間、多くの自治体で事前合宿や交流事業の中止表明が相次ぎ、5月26日現在で78自治体に達し、そのうち57の自治体では相手国、地域側からの辞退申し出という事です。また、米国が東京五輪、パラリンピックを前にして、日本への渡航中止を勧告しています。

したがって、本町での事前合宿の受け入れも、友好を深めている国、地域だからこそ、また、アスリートの選手生命に関わる事でもありますので、国には五輪、パラリンピック中止を進言し、相手国、選手団には丁重にお断りをして、新型コロナ対策に万全を期すべきと思いますがいかがでしょうか。

最後に老朽原発再稼働の是非を問うについてであります。

東京電力福島第一原発事故から 10 年がたちました。16 万人以上の方々が避難を余儀なくされ、地域社会に甚大な被害をもたらし、国内外に衝撃を与えました。高い放射線量などで今も帰れない地域があります。故郷に戻ろうにも戻れない方々が 8 万人とも言われています。原発事故はいまだに収束していません。溶け落ちた核燃料、いわゆるデブリを取り出す見通しもたっていません。汚染処理水も日々増え続け、被害は深刻化しています。3 月時点での日本世論調査会の調査では、90 パーセントが再び原発の深刻な事故が起きる可能性があるとの答え、76 パーセントが原発ゼロを求めています。

そんな中、お隣福井県の杉本達治知事が関西電力美浜原発 3 号機、高浜原発 1、2 号機の再稼働への同意を表明しました。しかし、これらの原発は運転開始からすでに 40 年を超えた、いわゆる老朽原発です。もともと、原発の運転は 40 年までとなっていました。

それ以上の延長には無理があるとの判断だったと思います。古くなった原子炉圧力容器は、どうしてももろくなっています。そのもろくなった圧力容器が毎日のように日本のどこかで起きている地震による衝撃を受けてひびが入れば、それこそ大変なことになってしまいます。もともと原発は技術的に未確立だったものをさらに、危険を冒してまで、福島第一原発事故から何も学ばず老朽原発を動かす、こんな事があっていいのかと思います。

安全第一で「駄目なものは駄目」と切り替えが必要と思いますが、小泉町長の受けとめをお伺いいたします。

以上 6 点について質問いたします。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 中谷議員の東京五輪・パラリンピック海外選手団の事前合宿の受け入れ断念についてのご質問にお答えをいたします。

1 年延期された東京オリンピック大会まで、あと 40 日余りとなりましたが、開催の是非については、I O C、東京都、国の三者間で協議がされるものと理解しており、町として進言する立場ではございませんので、ご理解していただきたいと思えます。

また、本町で予定されている事前合宿は、現時点で、パラリンピック 6 競技について、受け入れのお願いが 6 月 2 日、書簡で届いたところであります。

コロナ禍の状況において、大会組織委員会のガイドラインに基づき、万全の態勢を整え、受入れに向けて、引き続き、組織委員会及び石川県と連携をし、準備を進めていきたいと思っております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、教育長及び担当課長から、それぞれ答弁させていただきますので、宜しくお願いいたします。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

中谷議員の学校のトイレへの生理用品の設置についてのご質問にお答えをいたします。

全国的にコロナ禍の長期化で、経済的理由で生理用品を入手することが難しい生理の貧困が社会問題としてとりあげられております。

町立の小中学校に在籍する児童・生徒が生理用品の確保に不安を感じることなく、より安心して学校生活を送れるようにすることは重要であります。

本町の小中学校では、これまでも生理用品が必要となった児童・生徒に対しましては保健室で生理用品の提供などを行っており、現状としては特に問題となる状況にありません。

また、議員ご指摘の女子トイレに常設することについてでございますけれども、衛生面での不安や、本来支援を必要としている児童・生徒に確実に届ける事が重要であることから、現状の対応を継続していきたいというふうに考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** はい、議長。

中谷議員の福祉施設職員へのPCR等検査についてのご質問にお答えをいたします。

このことについては、これまでも、議員の質問にお答えしておりますが、感染者が多い地域やクラスターが発生している地域での医療従事者や入院患者、高齢者施設等の従事者や入所者全員を対象に、一斉・定期的検査を行政検査として実施できることを、国は、都道府県と保健所設置自治体に通知をしております。

また、県は5月19日に、高齢者施設等の従事者に対し、無料の検査の実施を各事業所に通知しました。

対象は、高齢者施設、障害者支援施設、医療機関の従事者で、5月中旬から1か月間かけて検査を実施するものであります。

このように、検査は国及び県の制度として確立しており、町内の状況から見ましても、町が主体となって検査を実施する考えはありません。

高齢者施設でのクラスターの発生は、県内はもとより、近隣市町でも発生し、多くの感染者を出しましたが、本町では4月26日から圏域でいち早く町内すべての入所系高齢者施設の入所者と従事者にワクチン接種を開始し、間もなく2回目の接種が完了する見込みであり、感染のリスクは大幅に軽減されると思っております。

また、一般の高齢者の集団接種も2回目が始まっており、高齢者接種が終わるとすぐに64歳以下の一般接種へと切り替わりますので、さらなる接種の啓発と勧奨に力を入れていきます。

以上、中谷議員の質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 宮下環境安全課長。

**宮下隆環境安全課長** はい、議長。

中谷議員の消防団員の報酬、手当額の引き上げについてのご質問にお答えいたします。

先ほど、南正紀議員の質問で町長が答弁した通り、地域防災力の中核を担う消防団の役割も重要かつ多様化していることから、男女問わず、消防団員の維持、確保に向けた一つの方策として、報酬面での処遇改善を今年度中に検討したいと思います。

続いて、老朽原発再稼働の是非を問うについてのご質問にお答えいたします。

平成24年6月に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が改正され、翌年7月から施行されたことにより、我が国の原子力発電所の運転期間は、使用前検査に合格した日から起算して40年とされ、1回に限り、20年を超えない範囲で、期間延長ができるものとされたところであります。

現在、全国で期間延長の認可を受けているのは、関西電力高浜1号機、2号機及び美浜3号機並びに日本原子力発電東海第二の4基であります。

これら認可を受けた原子力発電所は、他の地域に立地している発電所であり、町としてコメントする立場にはありませんが、法令に基づき、原子力規制委員会による安全性の確保を大前提にした、厳格な審査を経て認可されたものと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 大谷農林水産課長。

**大谷清樹農林水産課長** はい、議長。

中谷議員のころ柿用果樹凍霜害への補償対策についてのご質問にお答えいたします。

去る、4月の凍霜害については、最勝柿を中心に被害が出ており、収穫量の減少が予想され、ころ柿の販売額も減少する見込みであります。

なかでも、西山開拓パイロットの農地での被害が大きく、被害全体の約9割がこの場所に集中している状況であります。

被害の詳細については、JAからの情報では、農地面積約9ha、戸数約50戸の生産者に大きな被害があったとのことで、この冬の出荷が懸念されるところであります。

町では、これまで、凍霜害に対する対策として、平成19年度及び平成21年度に、あわせて約70基の防霜ファンの設置に対し、助成を行ってきたところであります。

そのほか、農業者の所得補償について、自然災害による収量減少や価格低下等、様々なリスクによる収入減少を補償する収入保険の制度があり、これまでも農政局、JA及び農業共済組合と連携し、制度への加入を積極的に促してきましたが、今回の凍霜害を機に、制度の更なる周知に努め、加入の促進を図っていきたいと考えております。

ころ柿農家に対しては、今ほど申し上げたとおり、町による設備設置への助成や、既に、農業者への手厚い保険制度があることから、現在、町独自の収入減少に対する補償は考えておりませんが、今後、JAころ柿部会等からの被害支援への要望内容により、該当する国、県等の事業がありましたら、町としても、関係機関と連携し、事業の内容に応じて、必要な対応を検討していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

4点について再質問をさせていただきます。

まず、学校トイレに生理用品の設置をについてであります。教育長は保健室に置いてあると言われましたけども、実際保健室でもらった場合は原則は返さなければならぬということでもあります。女性にとっては毎月の生活必需品であります。自己責任とすることなくトイレットペーパーのように当たり前のことにしていく、その第一歩をこの志賀町からも踏み出してみる必要があると思います。そこで本町も災害時の避難場所には一定数の非常食と同じように生理用品も置いてあります。それを使用期限が近付いたものは早めにまずは学校トイレに置いてみて頂きたいと思いますが、いかかでしょうか。

2点目はころ柿用果樹凍霜害への補償対策をについてであります。確かに収入保険もあります。しかし、あまり入っていないというのが現状だとお聞きをしております。秋に向けてですね、しっかりと被害状況の調査をしてできる支援がないか、ぜひご検討を願いたいと思います。

3点目は福祉施設職員へのPCR等検査をについてであります。確かに感染者が多い地域とか、クラスターが発生している地域などへの行政検査というのがありますけども、起きてから、発生してからではなくて、予防する感染する前に抑え込んでいくという立場で私は求めるものでございます。そんな中、県は医療者や福祉施設職員対象にPCR検査を一巡はする予定で実施をしているようであります。しかしこれは定期的な検査ではないので、本町でも抗原検査とPCRの組み合わせで、お金も安く実施できる、そういう方法もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。財源は地方創生臨時交付金等の活用はできないでしょうか。

4点目は東京五輪・パラリンピック海外選手団事前合宿の受け入れ断念をについてであります。アゼルバイジャン、ジョージア、アルバニアの地域は比較的新型コロナウイルスの感染者が多い国インド、トルコ、ロシアに近い国々です。ですのでおそらく人の国外への移動には神経を使っていると思われれます。したがってその辺のところを理解してあげる必要もあると思います。これは答弁はいたしません。

以上3点についてお聞きをいたします。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の保健室での対応でございますけれども、各学校では学校予算で対応しておりますので、個人個人で返すというような対応は行っておりません。

2点目の避難所における備蓄品の消耗期限が迫っているものについての対応でございますけれども、それにつきましては保健室での備蓄もございますので今後また検討させていただきたいというふうに考えております。

またトイレへの設置でございますけれども、先ほど答弁いたしましたように、やっぱり衛生面での不安もございますので当面の間は現状の対応を継続させていただきたいというふうに考えております。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

**寺井強議長** 大谷農林水産課長。

**大谷清樹農林水産課長** 中谷議員の再質問についてお答えいたします。

今後の補償の検討についてということでございましたが先ほど答弁にも申しました通り現在においては町独自の収入減少に対する補償は考えておりません。

しかしながら今後のJAころ柿部会などからの被害支援の要望内容により該当する国や県などの事業がありましたら町としても関係機関と連携しながら事業の内容に応じて必要な対応を検討していきたいと考えております。

また収入保険についてでございますけれども、加入者が少ないということでございましたが今後さらに周知に努めまして加入の推進を併せて図っていききたいと考えております。

以上、中谷議員の再質問について答弁させていただきます。

**寺井強議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えをいたします。

福祉施設職員のPCR等検査について予防する観点で検査を求めるということでございます。先ほどもお答えいたしましたけれども、現在の町内の感染状況から判断いたしましても、この新型コロナウイルス感染症は適切な管理監視の下でまん延防止を図る必要があり、検査は保健所の管理のもとで適切に行われるべきと

考えております。そして保健所を持たず検疫のノウハウのない町が社会的検査をすることは難しいと考えております。また検査ありきではなく、マスクの着用、3密の回避、手洗い、うがいそしてソーシャルディスタンスなどの新しい生活様式での実践、これまで再三私たちが防災行政無線や広報などで啓発してきましたことが、これが最大の防衛策であると同時に今般行われておりますワクチン接種これが最大の予防・防衛策と思っておりますので、今後も接種の啓発と勧奨に力をいれていく、こういう考えにしております。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 中谷松助君。

**中谷松助議員** いくつかの点におきましてはよろしくお願ひ申し上げます。

最後にその他いくつかの点につきましては今後も改めて求めていくことを申し添えまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**寺井強議長** ここで、場内換気のため、暫時休憩とします。

(10分間休憩)

(11:45再開)

**寺井強議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**寺井強議長** 7番 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい、議長。

私のほうから大きくは2点について質問していきたいと思ひます。まず最初に農業問題についてであります。そのうちのまず第一に、農家の経営規模や農事組合法人や営農組合等の組織化が進んでいる一方で、個人農家の数が過去最大の減少をしていると、この4月に発表された20年の農林業センサスに出ています。5年前と比較すると農業経営形体は22.2パーセント減少し、中でも林業経営体は61.1パーセントと壊滅的な減少であると言われております。一方で農産物販売別規模別に農業経営体の増加率をみますと5年前に比べ3,000万円以上の層で農業経営体が増加したとするものの3,000万円を超える農業経営体は全体の3.82パーセントにすぎず、全体の約7割強が300万円未満の農家である。全体の平均耕作規模は拡大しても、やめた農家の減産をカバーしきれず、総生産の減少と限界集落化が止まらない段階に入っていると分析されております。日本の農家の衰退

は残念ながら加速しています。

全国の縮図が志賀町でも見られると思います。町の総合計画でも農業の現状と課題を就業人口の減少と担い手の不足等が懸念されますと分析しています。この課題を町としては実態をどのように分析し、対処しようとしているのかまずお聞きします。

国連では家族農業の10年という取り組みが2019年よりはじまっています。これは家族農業を再評価する農政の大変換が起きていると解説する人もいます。日本もこの家族農業10年の国連総会での決議に賛成しています。

大規模化だけでは、農業の抱えている課題は解決できないことは今や明らかとなっており、世界の農場の9割以上が家族農業であり、そこで8割の食料を供給しています。製造業で言えば、大企業と中小企業のようなものでしょうか。

そこで、町としては、農地の集積と集約化をすすめながら、耕作放棄地の解消と第1種及び第2種兼業農家のことも配慮していく農業政策を進めることが求められると思います。10年先、20年先の志賀町の農業のありようをお聞かせください。

2番目に北陸農政局では、大学生サークル・農村マッチング方策の構築と適用ということで、目的として農業集落の機能維持が困難な集落が増加しており、対策が急がれていると分析しています。その対策として大学生が関与することが有効と考え、農村集落が大学生の応援を得ることにより、農村の振興が図られ、農業集落機能が維持され、加えて将来を担う若者に農業・農村の現状を知ってもらい、体験してもらうとともにその役割・重要性を理解してもらい、将来の農業・農村の担い手、応援者になることができる方策の構築を適用とこの政策の意義をうたっています。

県内では、石川県立大学と能登町では既に提携をはじめているようです。40年以上前ですが私の学生時代でも、農家の子弟が農学部に入ることはまれで、私の専攻は農学でしたが、数人しかおらず、林学科に至っては家族が林業という人は皆無でした。おそらく現在ではほとんどいないかも知れませんが、学生に農家の現状と実情を知ってもらうことも重要な取り組みと思います。

志賀町総合計画にも、農業インターシップ事業を主要事業に位置付けていますので、この際利用してみるのも一案かと思います。北陸農政局や県立大学と、折

衝してみる価値はあると思いますが、いかがでしょうか。

3番目に、EUでは気候変動対策に連動して農業分野でも取り組みを強めています。生態系・生物多様性の保護と再生の分野で農場から食卓へ戦略、食品・納品の項に目標値が定められてあります。

主な目標値として、農薬は2030年までに農業全体の仕様とリスクを50パーセント削減、2030年までに有害性の高い農薬の使用を50パーセント削減。肥料につきましては肥沃度を下げずに窒素やリン等の養分損失と50パーセント以上削減、2030年度までに肥料使用料を20パーセント以上削減。抗菌剤につきましては、2030年度までに畜産・水産養殖用の抗菌剤の販売を50パーセント削減。有機農業としては、2030年までに全農地の25パーセント以上で有機農業を実施。ほかに、持続的な食品表示の構築、フードロス削減のための拘束力ある目標の設定などを上げています。

日本でも、目標年度の達成年度にEUとの隔たりは大きいのですが、昨年10月にみどりの食料システム戦略の策定を今月中に策定することを目指しています。

EUは2030年に目標を定めていますが、日本は2050年目標としており、削減の比較達成率にも大きな開きが見られます。これは日本が高温多湿で零細な水田が分散していること、アジアモンスーン地域を考慮し、EUよりも大幅にずらしているそうです。世界は減化学農薬・肥料、有機栽培の方向に動いていることは間違いありません。

私が議員になってからでも、全国で農業の取り組みを強めている自治体への視察も結構ありましたが、視察先の自治体は有機農業に取り組んでいる個所が多かったように思います。安全安心な農産物を消費者に届けることにより農産物の差別化を図っているわけです。

このEUや農林水産省の今後の取り組み等については、すでにご承知かと思います。志賀町の第2次総合計画の基本計画の環境保全型農業直接支援対策事業にも書かれています。そこにも自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動を推進しますとありますが、その生産方式は農家に広く広報されているのかお聞きします。

**寺井強議長** 大谷農林水産課長。

**大谷清樹農林水産課長** 議長。

堂下議員の農業問題についてのご質問にお答えいたします。

最初に、本町の農業のありようについてであります。農林業センサスの結果から、本町の農業経営体数は、2015年は、1,079経営体、うち法人化している経営体数は32経営体となっており、これに対して、2020年には、それぞれ788経営体、39経営体であり、全国の傾向と同様、農家の法人化や組織化が進み、個人農家が減少しております。

その背景としては、農業者の高齢化、米価の低迷に加え、ほ場整備や農地集積を支援する農地中間管理事業、法人化への支援など、国の施策に従い、担い手に農地が集積された結果、個人農家が減少したものと思われま。

国連の「家族農業の10年」で指摘されている農業の形態には、農業を維持するうえで一定の意義がありますが、山間部など非効率な農地の多い地域では、特に、農業の担い手が少なく、耕作放棄地の拡大が続いており、現在の過疎化が進む状況では、こうした地域で農業を維持していくことは、困難であると考えております。

町では、農業の振興のため、これまで農地の基盤整備や農業施設の維持、更新の支援といった環境整備、さらには新規就農者への支援等による担い手の確保に向けた施策を講じておりますが、町の現状を考えた場合、今後も、農地の集積・集約化により生産効率を高め、農業者の所得向上を図るような施策を続けていくことが、将来に向けた農業の維持に必要なものと考えております。

次に、農業集落と大学生の応援の取り組みについてであります。

ご質問の北陸農政局が推進している大学生サークルと農村のマッチングについては、金沢大学などの取組事例があります。

この事業は、農業集落が大学生の応援を得ることにより、農業集落の機能を維持し、将来を担う若者が農業・農村の現状を知ること、体験を通じて、その役割・重要性を理解して貰うものであり、将来の農業・農村の担い手、応援者に繋げることを目的としているものであります。

県内には、議員ご指摘の北陸農政局が推奨する事業がありますが、そのほかに、大学と地域との連携を支援する一般社団法人大学コンソーシアム石川があり、地域との交流も含め、問題解決に向け地域との共創を図る事業がありますので、本町でも、農業集落等の課題に対し、集落から相談を受けた場合には、これ

らの関係機関と連携し、取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、志賀町総合計画に掲げる農業インターンシップ事業については、IターンやUターン等により農業を目指す者に対し、農家で研修や実習を行ない、自立をサポートする中能登地区農業インターンシップ事業を指しており、この事業により、平成28年度に研修生として県外から来られた方が、研修を終え、本町に定住し、就農した例があります。

続いて、環境保全型農業の生産方式に関する農家の理解についてであります。

国では、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う環境保全型農業直接支払交付金を平成23年度から実施しており、平成27年度からは、法律に基づき、環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援する制度に移行し、現在、2期目となっております。

その移行の際、支援対象の取組や取組の水準が大幅に見直され、特に有機農業の取組に対する要件が非常に厳しい内容となった結果、本町において、小規模農家を中心に、有機農業に取り組む農業者が減り、昨年度は、4件の農業法人のみとなっております。

国は、2050年を目標として化学肥料・化学合成農薬の使用量の大幅な低減、有機農業に取り組む面積を100万ヘクタールに増やすとしていますが、有機農業では、化学肥料・化学合成農薬の不使用が原則となるため、誰もが取り組める農業では無くなりつつあります。

こうした状況から、本町では、まず化学肥料・化学合成農薬の使用量を低減することを推奨し、エコ栽培技術などに関心の高い農業者を中心に、環境に配慮した農業に取り組んでもらえるよう、関係機関とも連携を取りながら、農業者への理解促進に努めていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。それではいくつか再質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1番目の農家の減少につきましてはたぶん全国的な例と同じように町内も減っているということなんですけども、ひとつはやはり高齢化とともに米価の値段がかなり落ちていると、しかも米価の値段が落ちながら付随するものといえますか、例えば農薬とか農業肥料とか例えば農業機器含めまして値段があがって

きている、それは当然収入が減るわけです。

かつて私も八郎潟で入植してやっている人の話を聞いたことがありますけどもやはり米価は2万円を切るともう厳しいと、それが今1万円を切ろうという状況にまできてますんで、やっぱりそういったことは国の政策として農家を保護していくヨーロッパ、アメリカみたいに農家にやっぱりきちっと補助をしていくシステムがたぶん求められると思いますんで、これはまあ、町独自でできる話ではないですけど、やっぱりそういった意味で身を守っていくことの重要性をやっぱり地域から訴えていくことも大事かと思います。そういった意味では家族農業もやっぱり大規模化しても結局さきほどもありましたけれども農地が減った分をカバーできないと、しかもその例えばこれも聞いた話ですけども町内においても集落営農、あるいはまた大規模化やっていってもやはり後継者がいないんだという話も聞いたことがあります。ですからわれわれの代、また50代の人が10年20年経つともうそれで引退していけば、次の世代がいなくてということで志賀町の農業の未来はないということにもなりかねませんのでやっぱりそこはきちっと今から手当をしていく政策が求められると思います。

3番目の有機農業の問題でありますけども、これはもうヨーロッパなりがそういう形で取り組んでいくとなれば日本はそのいちおう農産物を輸出するような政策をとろうとしてますけどもそれはもうとてもじゃないが競争にならないと、ということになりかねませんという現実的に競争になりません。それはやっぱりいきなり有機農業これはたぶん無理だとしても少しずつ減らしていくと、例えばですね、ヨーロッパでは農薬でもその裁判沙汰になっている農薬があります。それを日本の場合は平気で売られており、また使っているという現状もありますので、そういったともきちっと広報と言いますか、みなさんにお知らせしながら進めていくことも大事かと思っています。そういった意味では、全体的なあれで、もし答弁できることがありましたらお願いいたします。

**寺井強議長** 大谷農林水産課長。

**大谷清樹農林水産課長** 堂下議員の再質問についてお答えいたします。

まず小規模農家についてなんですけども、これらにつきましては現在のところがめぼしい施策っていうものが見当たりませんが、現在町として行っているのは国の施策の方針に伴って、人農地プランの実質化を前提にこれは集落の中で

の農業の計画でございますけども、それに基づいてその地域の農業を計画していくというものでございます。で、そういう小規模農家に対してはこの転作の関係などで水田のフル活用に向けた作物を助成している、町の裁量で独自している施策がございまして。それとこの環境型につきましても、これにつきましては先ほどの答弁にも言いましたけども、だんだんその取り組みをする農業者が減ってきたということで、これにつきましては町では先ほど言いましたが化学肥料、化学合成農薬の使用量をまずは低減するというのを推奨する、これに取り組んでもらえるよう連携を取りながら農業者への理解と促進にますます努めていきたいと考えておりますので何卒ご理解の程よろしくお願いたします。

以上、再質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。続きまして次の質問に入っていきたいと思っております。2番目に風力発電の問題についてであります。

3月にいただいた町からの資料で、主な住民意見と町長意見をまとめたものを読んでみますと、住民の心配される項目と意見に対して町長は住民意見を汲んでまとめていると思っております。項目としては、一般的事項、騒音、振動及び低周波音、水環境、防災対策、景観、動植物系、破棄物と皆さんの心配や危惧する項目が網羅されています。

町長の意見書の多くが知事の意見書に添付され、意見書に十分配慮した建設となれば住民の心配や危惧する点がかなり解決に向かうと思っております。だが、先ごろの県議会のやり取りをみてみますと県が議会の意見を軽視していると各県議から苦情が相次いだと報道されています。県も議会の声を参考にするとは言っていますが、報道を読むかぎりでは心配になります。

問題は、住民の意見を汲んだ町長の意見書が充分に取り入れられなかった場合です。住民の心配や危惧されている点が工事の最中やあるいは稼働後に集中豪雨により河川や生活用水の水質悪化の原因となること、騒音や低周波の影響で健康が損なわれる等の影響が顕在することが、これまでの全国での風力発電の稼働後に見られていますので、当然町内においても出て来る事はさげられません。となると、解決策は、稼働後は、風力発電をとめるか、住民がそこから出ていかざるをえません。町長や県知事の意見が反映されずに建設が進すまんとした場合、町

は事業所に対してどのような対応・対策をとるつもりなのかをまずお聞きします。次に、町内でも稼働後に、ミサゴの巣4つとハチクマ、サシバの巣がそれぞれ一つ見られなくなったと県内の自然保護協会や野鳥の会の会員の皆さんが報告しています。私も直接聞いています。特にサシバという鳥は絶滅危惧種にも指定されていますので、きちんと調査がなされたのか不思議でなりません。実態はどうだったのか、分かればお答え下さい。これは酒見地区の話です。

また、これは町の資料にもあり、個人差の大きいこともあげられていますが、騒音や低周波の問題です。風力発電の出力が大きくなればまた、設置基数が多いほど、被害や騒音が大きくなることは各方面から指摘されています。志賀町に予定されている風力発電建設計画の規模からすると、騒音や低周波の被害を呼びこむものと言わざるを得ません。県議会でも度々問題視されているのはその証左ではないかと思います。町内でも騒音・低周波に悩まされ、また被害を訴えている人がいることに対して、町としてはどう対処されてきたのかお聞きします。また、建設されれば必ずやその被害が予測できますので、どう対処していこうとしているのかをお聞きします。以上です。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員の風力発電問題についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、現時点で稼働している風力発電は、6事業22基あり、また、現在、公表されている本町及び隣接地域で計画中の事業は、10事業125基となっております。

計画中の風力発電事業において、環境保全の見地から、町長意見として、環境影響評価項目に従い、騒音、水質、風車の影をはじめ、動植物や生態系への影響、主要な眺望や景観資源のほか、他の風力発電にかかる累積的な影響や災害防止対策の配慮など、総合的な意見を知事に対して述べております。

意見の中では、事業を進めるにあたって、地域住民との合意形成を求めており、地域の合意形成がないまま事業を推進することはできないものと考えておりますが、それに反して、事業者が建設しようとした場合など、不適切事案は、町から、国や県をはじめ、当該事業者に連絡をし、改善を求めることとなります。

なお、現在計画中の事業に関し、一部の地域等で同意が得られず、当該地域

への設置を断念し、事業エリアから除外した事例もあります。

また、国においては、急速に再生可能エネルギーが普及する中で、全国的にトラブルが増えていることから、専用の窓口を開設しておりますので、広報しとかやホームページ等で、周知をしていきたいと考えております。

次に、稼働後の鳥類への影響調査についてであります。現在、稼働している風力発電については、法律の規定の適用を受けない、自主的な環境アセスメント等により建設、稼働されております。

この中で、一部報告のあった、自主的に実施した重要な鳥類の文献や現地調査では、鳥類等の営巣への明らかな悪影響は確認されなかったと報告を受けておりますが、この調査は法的義務が課せられていないため、全体像の把握は出来ないのが現状であります。

このほか、過去に騒音発生の苦情が寄せられた際に、町から事業者に対して、適切な対応をとるよう申し入れをしてきたところでもあります。

今後、このような事態とならないよう、意見提出や事業者からの事業説明等の場において、特に、住宅等から近い距離で風力発電施設を設置する計画に対しては、国の指針を遵守すると共に、静穏な集落の実情を十分に配慮した計画とすることや、鳥類などの事後調査の必要性についても意見をしていくほか、地域住民への説明を確実に実施することを求めていきたいと考えております。

町としては、今後も、計画中及び今後計画される事業に対して、然るべく意見を述べたいと考えておりますが、住民の皆様には、不明な点や困りごと等がありましたら、町にご相談をしていただきたいと思います。

なお、事業を進めていく上において、事業者に対しては、丁寧で分かりやすく説明するよう要請をしていくと共に、何よりも、地域住民の意見を十分に配慮した計画とするよう求めていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

若干再質問をしていきたいと思ひます。

地域住民の意見を十分に配慮した意見を聞くって言ひますか、そういう場はなかなかこの間はコロナの関係でされていないのが現状かと思ひます。ですから中

には知らなかったとかあるいはまた特に景観につきましては地元に住んでいるよりも遠く離れた人のほうが目立つと言いますか、そういった現象もありますので、規則と言いますか決まりの中ではそういったとこの意見は聞かなくていいという感じになってはいますけども、やはり町内に住んでいる人にしてみれば日常的にそういうものが見えるというのはたぶん何て言いますかたいへんな苦痛であり、またおもしろくないと言いますかそういった感情を抱いていく人が多いかと思えます。そういうのをちゃんと補償するというのはなかなかこれはやりなさいとはたぶん町としても強制力はないと思しますので、しかし現実的に困るのは町民ですし、またあのこれだけ122基ですね、それがほんとに現実的に建てられる、あるいはまたこの何割かが建てられるとしても被害を受けるのは町民ですから必ずそういうものがでてくるというのは全国的に証明されているわけですね。低周波・騒音。騒音につきましてはいわゆる防音装置をすれば何とか音は防げるけども低周波につきましてはやはりこれはその地を去るしかないということをいう人もいます。ですから稼働が止まれば低周波の影響はなくなるけども動けばまた耳鳴り、めまい、イライラするとかそういった現象が常に起きてくると、そういう現状が迫ってくるわけですのでそれに対する対応をどうするのかっていうのを本来一番聞きたいことです。ですから町長の意見書がたぶんきちっとそれ守っていけば現実的には起きないということも言えるかもしれませんが現実にはやはりそういう形で全国的に広まっており、また起きています。特に鳥の問題につきましては先ほどいいましたサンバとかそういったハチノスというのはやはり食物連鎖の一番頂点にあるわけですから、それがいなくなるというのはやはり自然体系のバランスが崩れていくわけです。そういった場合にそのいなくなってからわかると。しかしそれはもう野鳥の会とか自然保護協会の人たちってそういった意味ではよく現場を歩いて捜査されていますんで、そういった意見がみなさんも意見は言っているのですけども現実的に聞き入れられなかったもんでこういう現象が起きているっていうのがやっぱりあの現状かと思えます。ほんとに町長、これは被害を受けるのはまず間違いないとっていいと思しますので、その時にやっぱりそれが起きてしまっからいややめろとか言ってもなかなかこれは事業所としても動かしているものを止めるっていうのは多分何億円という損害になってきますので、その前の段階としてきちっとそういったものを見ていくと。ですから今

現在起きている被害に対しても前回も言いましたけれども簡単な騒音調査とかです、現実的に聞き取りをすとかいうことをやっぱりこれはなんとしてもやってほしいと思います。

答弁ありましたらお願いします。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 堂下議員の再質問にお答えをします。

まず事業者に対して事業を開始する前にですね、これまで以上に住民に対してわかりやすく丁寧な説明を要請していくとともに町民の声をですね、幅広くとることも求めています。また問題が発生した場合には事業者に対して連絡をとり、改善を求めていますとも考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で堂下議員の再質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 堂下健一君。

**堂下健一議員** 今回はこれで終わりますけれども、またあのいろんな問題、またこれも他の地区の視察とか含めまして現状を聞きながら町の町内の現状も含めましてまた以降質問をすることになると思いますので、本日はこれで終わります。

**寺井強議長** 4番 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

4番稲岡です。最後の前座務めます。よろしくお願いいたします。

今年の2月、政府は、坂本哲志少子化対策担当大臣を、イギリスに次いで世界で2番目となる孤独・孤立対策担当大臣に任命し、同時に孤独・孤立対策担当室を内閣官房に設置しました。

社会全体のつながりが希薄化するなか、長引くコロナ禍で接触機会が減り、人々の孤独・孤立が一層深刻化し、自殺者やひきこもり状態の方が増加してきている現状を受けて、国が本腰を入れて対策に乗り出したようです。

家族以外の人と交流のない、社会的孤立者の割合は、日本は15パーセント余りとなっておりOECD加盟国20か国中、1位であり、その割合はアメリカの約5倍、イギリスの約3倍高くなっております。孤独・孤立対策に関する先進国であるイギリスでは2018年、世界初の孤独担当の大臣を任命し、孤独に関する総合的な戦略を打ち出してきました。

孤独・孤立の問題は、家庭内の虐待、貧困、性的マイノリティ、高齢者の単身世帯や、障がい者、生活困窮者など、内容が多岐にわたるため、今回はいわゆるひきこもりに限定して、いくつか質問したいと思います。

まず、相談窓口についてお聞きします。いわゆるひきこもりとは、「さまざまな要因の結果として社会的参加、就学、就労、家庭外での交遊などを回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念」と定義されます。

要するに、仕事や学校に行かず、家族以外と交流せずに、半年以上自宅にいる状態のことです。

従来ひきこもりは主に若年層の問題として捉えられがちでした。そしてその支援も、就学支援や就労支援に限ったものが多かったようです。しかし、近年では80代の親と50代の無職の子が同居するという、いわゆる8050問題に代表される、中高年層のひきこもりの問題が顕在化してきております。

内閣府の調査によれば、我が国のひきこもり状態にある人の数は、15歳から39歳までの若年層の場合、約54万人と推計されるのに対し、40歳から64歳までの中高年層では約61万人と推計され、若年層の人数を上回るそうです。調査はコロナ禍となる前の数字ですので、現在はその数がさらに大きくなっていると思われる。

政府は、昨年10月27日の厚生労働省地域福祉課長通知内の「ひきこもり支援対策の推進について」のなかで、令和3年度末までに市区町村において取り組むべきこととして以下の3点を掲げています。

一つはひきこもり状態にある方等が支援につながるための、ひきこもり相談窓口の明確化と周知、二つ目が地域の支援内容・支援体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた、支援対象者の実態やニーズの把握、3番目が関係機関による支援や支援の機運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営、この3点です。

令和2年5月時点での市区町村において、ひきこもりの相談窓口を明確化している自治体は、1,741自治体中974自治体で、全体の約半数ほどとなっています。また、相談窓口を明確化している自治体のうち、約7割の676自治体で、窓口を周知しているそうです。

現在、本町ではひきこもりの相談窓口が設置、あるいは明確化されていますか。  
また、その場合、それを周知しているでしょうか。お聞かせください。

**寺井強議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** はい、議長。

稲岡議員のひきこもり相談窓口についてのご質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、健康福祉課と保健福祉センター内に相談窓口を設置しております。相談事業としましては、毎月第3金曜日に専門医師が相談に応じており、広報でも周知をしております。

ひきこもり事案は、当事者の家庭にとっては、他人に知られたくないことと  
思っているため、相談しづらく、家庭内でひっそりとしている場合が多いことか  
ら、町では、介護の調査で家庭に入った時に偶然発見をしたり、民生委員な  
どからの情報によって知る場合がほとんどで、積極的に相談にくる事例というの  
は、ほぼございません。

また、家庭の事情であるから放っておいてくれと、支援や相談を受け付けな  
い場合が多くあります。

このため、表立って接するのではなく、機を見て、まずは家族の方との信頼関  
係を構築することから始め、相談体制に入っていくこととしているため、地道に  
慎重に進めているのが現状であります。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** コロナ対応で多忙を極める健康福祉課長からの答弁、ありがとうございます。  
再質問したいと思います。

今ほどの設置されている相談窓口については、それはひきこもりに特化したも  
のでしょうかどうか教えてください。

また先ほど積極的に相談に来てくれとはこちらから呼びかけにくいということ  
でしたが、そもそも多分相談窓口にも行きにくい現状があるのかなとも思います  
ので、まず来やすいくする環境、相談窓口の敷居を低くする方法等何か考えてら  
したら教えていただきたい。また前回の一般質問でも私相談窓口のオンライン化  
について質問したと思いますが、デジタル化への対応についても教えていただ  
きたいと思います。

**寺井強議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** はい、議長。

稲岡議員のひきこもりの相談窓口についての再質問にお答えをいたします。

今ほど相談窓口についてはひきこもりに特化しているのかということでございますけれども、特に看板を掲げたりとかひきこもりのみしか受けませんかとかそういうのではございません。基本的に我々は福祉担当しておりますのでそればかりでなく貧困であるとか、DVの問題とかそういった生活に関わるそういった相談窓口ということで広く相談をとっているということでございます。

また窓口非常にきにくいということもございますけれども、もちろん電話相談ということもございますし、あるいはインターネットですと町のホームページから経由いたしましてそういったもの、あるいは匿名でもネット通じてメールということもございます。

確かにおっしゃるとおり直接役場なり保健センターにくるということは敷居が高いというよりも非常に勇気がいることかなと思っております。我々とすれば大々的に宣伝して来てください、来てくださいじゃなくて先程来も申し上げた通り非常にプライバシーのこととかもございますので、なるべく地道にという形で対応を考えております。

以上、稲岡議員の再質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** はい。ありがとうございます。次の質問に移ります。本町の現状についてお聞きしたいと思います。

ひきこもりに関する実態調査はこれまで全国のいくつかの自治体で進められていますが、その方法は自治体ごとに様々です。民生委員・児童委員にご協力を頂いてのアンケート調査や聞き取り調査が主だった方法ですが、保健師やNPO、事業者によるアンケート調査・聞き取り調査、また調査数に関しても、全戸調査や無作為抽出による標本調査など千差万別となっておりますが、本町におけるひきこもりの支援対象者等について、実態やニーズをどこまで把握しているでしょうか。また、今後どのように調査を進めていくつもりかお聞かせください。

**寺井強議長** 間嶋教育長。

**間嶋正剛教育長** はい、議長。

稲岡議員の本町のひきこもりの現状についてのご質問にお答えをいたします。  
まずは、今後、ひきこもりにつながる可能性のある児童生徒の実態についてですが、教育委員会では、各学校より毎月提出されます不登校に関する状況報告から、把握することができております。

現状といたしましては、6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のひきこもりにあてはまる児童・生徒はいないと捉えておりますが、年間30日以上学校に登校していない不登校の児童・生徒は複数おり、その中には、自室に閉じこもりがちな児童・生徒もごく少数いることを把握しております。

このような児童・生徒に対しましては、各学校では、定期的な家庭訪問や電話連絡を通して、本人の悩みや保護者の思いを聞き取るなど、登校への不安を解消するため、粘り強く取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、今後も各学校に対し、一人ひとりの状況に応じた支援の在り方について指導・助言を行うとともに、健康福祉課や住民課などとの連携を図りながら、適切に対応したいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、学校関係以外のひきこもりの現状につきましては、担当課長が答弁いたしますので、宜しくお願いいたします。

**寺井強議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** はい、議長。

稲岡議員の本町のひきこもりの現状についてのご質問のうち、学校以外のひきこもりについてのご質問にお答えをいたします。

現在、町内でひきこもりとして扱っています事案は8件ありますが、これは氷山の一角と捉えております。

実態把握につきましては、先ほどの答弁のとおり、当事者や家族からの通報や相談はまずありません。家族の理解や同意がないことには、なかなか家庭に入り込むことができず、大変難しいのが実情であります。

調査については、区長さんや、民生委員・児童委員さんにも協力をお願いし、情報の収集に努め、相談があった場合には、本人や家族の話を聞き、内容によっては、能登中部保健福祉センターとも連携し、対応してまいるということでございます。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 答弁ありがとうございます。

学校の事案というのは不登校等がきっかけとなってひきこもりになるというのはおそらくよくあることかなと思いますので、学校での対応引続きよろしく願いしたいと思います。

学校以外の事案について8件ということですが、確かに相当数潜在的におられるのかなとは思いますが、課長答弁のとおり調査しにくいという現状もよくわかるのですが、なんとか民生児童委員と先ほど私申し上げた調査方法等なりで氷山の一角と言わず、冰山全体を把握するようななにか手立てで考えていただきたいなと思います。

加えて向こうから相談がきた8件ということですが、近年聞くトラブルの話としてひきこもりの方を引き出す業者、引き出し業者というものに関するトラブルというものを耳にすることがあるのですが、そういった事例、町内では報告されてますでしょうか。もしあった場合、行政としての対応どのようにされるのかも、教えていただきたいと思います。

**寺井強議長** 村井健康福祉課長。

**村井直健康福祉課長** はい、議長。

稲岡議員の本町のひきこもりの現状についての再質問にお答えをいたします。

今ほど例えばひきこもり事業者、業者等のそういったトラブル云々と、わたしもテレビ等で知るのでは金銭を要求されたりということでトラブルになっておるということを聞き及んでおりますが、本町におきましてはそういった業者が入っておるということは耳にもしておりませんし、われわれ行政のほうにもそういうアプローチはございません。

現状では今役場職員、そして能登中部保健センターとでタイアップしながら進めているという事でございます。

以上、稲岡議員の再質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 議長。

トラブルになる前に行政としても周知なりしていただければ未然に防ぐこと

ができるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

また調査についてもぜひ進めていただくよう申し上げて、次の質問に移ります。

次に支援体制の構築についてお聞きしたいと思います。

先ほど申し上げた8050問題ですが、その原因のひとつとして、1980年から1990年代にかけて顕在化した若者のひきこもりを放置した結果であると多くの専門家が指摘しております。ひきこもり状態になってしまった若年層を放置すれば、そのまま中高年層のひきこもりになることは自明の理です。

また、ひきこもり状態の中高年層も放置されれば9060問題、人生100年時代といわれますから、10070問題という笑えない話にもなりかねません。

ひきこもり状態になってしまうのは自己責任と断じることなく、地域全体で取り組むべき課題として捉え、ひきこもり状態にある方やそのご家族、生きづらさを抱える方々に寄り添いながら、行政としてひきこもり支援を進めていくべきだと考えます。

町としてひきこもり支援に特化した部局の設置や、近隣市町との連携、官民が連携した運営基盤の構築など、支援の充実に向けた取り組みはさまざまですが、本町の今後の支援体制づくりをどのように進めていくのかお聞かせください。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

稲岡議員のひきこもりの支援体制の構築についてのご質問にお答えします。

支援については、家庭に担当者が入り、事案の抱える本質的な問題や課題を明らかにし、親身に話を聞くなど、時間をかけ、信頼関係を構築することが重要であり、まずはそこに力を入れ、取り組んで行きたいと考えておりますが、先程来村井課長が答弁したとおりであり、たいへん難しいのが現状であります。

そのような中ではありますけれども、本人や家族との信頼関係を構築できるような状態になった段階で、石川県等関係機関と連携体制を構築しながら、個々のケースに合わせたきめ細やかなサポートを行い、ひきこもりの支援につなげていきたいと考えております。

なお、県と市には、福祉事務所の設置が義務付けられており、福祉事務所が主となり、専門的知見のもとで支援にあたっておりますけれども、県内では、福祉事務所を設置している町は無く、専門的な対応が難しいことが現状であります。

本町では、所轄の能登中部保健福祉センターや関係機関と連携を図りながら、支援体制を構築しているということをご理解を願いたいと思います。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 先ほども申し上げましたが、コロナ禍の中でひきこもりというのがおそらくひきこもりの状態になる方が増えてきているのが現状かなと思います。これまでも放置してきたわけではないんですが、これまで以上に積極的にそういった方々を地域全体で受け止めるというかそういった機運の醸成が必要になってくるのかなと思います。特別視するのではなく生きづらさを抱える人も一人の人間、一人の普通の人間として抱えるような地域づくり、そういったものを行政として推進していただきたいなと思っておりますので、どうか今後もより一層の引きこもり支援を推進することをお願い申し上げまして質問を終わります。

**寺井強議長** 11番 富澤軒康君。

**富澤軒康議員** はい、議長。

6月定例会議会最後の質問者ということで、本日私は一問一答方式にて2点質問をさせていただきます。

第1点目であります。

東京オリンピック・パラリンピック大会に関わる事前合宿の現況と選手団への対応について質問をいたします。

現在世界各国では新型コロナウイルス感染症がワクチン接種の効果でアメリカ、オーストラリアなどなど下火になった国もありますが、しかしながら多くの国々にまだまだ猛威を振るい大打撃を与えております。日本におきましてもワクチン接種が始まったとはいえ、今なお収まる兆しが見えない状況でもあります。ただただ思うことは普段通りのごくごく平凡な日常生活が、社会活動、経済活動がこんなにもありがたいものだったのかと今にして痛感をしている次第であります。この様な状況のもと、いよいよオリンピック・パラリンピック開催まであと40日余りとなりました。日本における感染症の拡大や渡航便の減便、練習面、移動面での不自由さや行動規制などなどの理由から事前合宿を中止する国が全国の自治体で相次いでおります。そこで質問いたします。

平成30年12月にアゼルバイジャン共和国との間に事前合宿実施に向けた覚書の締結をいたしました。今、このコロナ禍のこのような状況のもと、志賀町におけるアゼルバイジャンそしてまたジョージア両国のレスリングにおける事前合宿の見通しと、そしてまた選手団達が合宿に来た時の感染症対応はどうするのかをお聞きをいたします。

**寺井強議長** 大畑生涯学習課長。

**大畑喜代志生涯学習課長** はい、議長。

富澤議員の東京オリンピック・パラリンピック大会に係る事前合宿の現況と選手団への対応についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、スポーツの振興はもとより、地域の活性化、交流人口の拡大、国際交流推進を目的に東京オリンピック・パラリンピック大会の事前合宿に向け、レスリングの強豪国アゼルバイジャン共和国及びジョージアと調整を進め、令和元年7月に内閣府が推進するホストタウンに石川県と共同で登録をされました。

また、在日アゼルバイジャン大使の紹介により、パラリンピックの陸上競技をはじめ、柔道など6競技の受け入れの要請もあり、本町の障がい者に対する理解と福祉の充実を目的に受け入れることとなりました。

現在、コロナ感染対策などから、全国で事前合宿を断念した自治体があることは承知しておりますが、その理由の多くは、相手国からのキャンセルであると認識をしております。

事前合宿の大きな目的は、時差や気候環境の調整が行えるメリットがある一方、日本国内移動のリスクや行動の制約が、合宿滞在中のストレスとなるデメリットもあり、各国の選手団が予定どおり事前合宿を行うかどうかについては、こうしたメリットとデメリットを比較したうえで総合的に判断をされるものと考えております。

現時点で、アゼルバイジャン及びジョージアの両国レスリング協会からは、予定していたプランを見直したいとの慎重論が出ているとの連絡を受けており、その一方で、アゼルバイジャン・パラリンピック委員会からは、8月12日から8月下旬まで選手団が合宿したい旨の書簡が6月2日に届いたところであります。

次に、コロナ禍における合宿受け入れについては、大会組織委員会から示されている入国マニュアルを基に、町独自のマニュアルを作成し、受け入れ準備を

進めており、作成にあたっては、プロ野球やJリーグ等の感染対策を行っている専門機関が監修をしております。

なお、選手はワクチン接種後に入国することとなりますが、あわせて自国出発時及び入国時にはPCR検査を実施することになっており、さらに、滞在期間中は、毎日検査を実施するとともに、地域住民との接触を避け、練習会場と宿泊ホテルのみの行動制限が掛けられております。

コロナ禍におけるオリンピック・パラリンピック関連事業であり、感染症対策に万全を期し、受け入れ準備を進めていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、富澤議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 富澤軒康君。

**富澤軒康議員** はい、議長。

今ほどの答弁からして予定したプランを見直す、おそらくは合宿に来られないのだろうな、来れないだろうなというふうに私推測をしております。あと40日余りということであるのであればもうそろそろ連絡があってもいい、そういう時期に関わらずまだ来ないということは、たぶんたぶんそうなんだろうというふうに推測をしております。

今ほど来たとしての対応、感染対応、私も事前に資料をもらって読んだんですけども、ほんとにこれでもかこれでもかというくらいの厳格な感染対応マニュアル。受け入れ態勢は私これを履行するにあたって万全というふうに考えております。そういう点からしてももしも来ないとなれば非常に残念というふうに思っております。

私はこの事前合宿は志賀町、ホストタウンにとって非常に有意義であるというふうに位置付けております。たとえ交流ができなくても一層両国との国際交流の推進、そしてまた友好関係が深まるでしょうし、またなによりなのは今志賀町で幼稚園の子から高校生まですリングに携わっている子ども達が約45人ぐらいいるといふふうに聞いております。ご存知のようにこの子ども達は全国大会へ出て優勝するなどすばらしい成績を残す、将来オリンピック選手になりうる可能性を秘めた子ども達ばかりであります。例え選手団との合同練習あるいは交流ができなくてもオリンピック選手団がこの志賀町の地へ来てすぐそばでそこで事前練

習をしている、そしてその来た選手がメダルを獲得したならば、子ども達にとって大いに刺激・励みになり夢と希望が更に深まるであろうというふうに私自身推測をしております。そのような点からして淡い期待ではありますが、ぜひともぜひとも2か国には来て当地に練習をし体調を万全にし、選手村に入って優秀な成績を上げていただきたい、それをただただ望むばかりであります。そしてまた今後も両国とのオンラインやスポーツ、文化などを通して、末長い国際交流の推進とそしてまた友好関係を深めてほしいというのが私の切望であります。

今のこの私の思い、意見に対して町長、思うことがありましたら、ひと言でもお願いいたします。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

富澤議員の再質問に対する答弁をいたします。

私の思いも今の富澤議員と同じ思いであることをご承知願いたいと思います。しかしながら、相手国があることでありますので、相手国がスケジュールを見直したいということでもありますのでその経緯をしっかりと見守りですね、私どもとしてはですね、事前合宿をしてくれた場合にはしっかりとした対応をしてですね、オリンピックに万全の態勢で臨んでいただけるようにしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**寺井強議長** 富澤軒康君。

**富澤軒康議員** はい。

それでは2点目の質問に入ります。町政における喫緊の課題についてであります。

光陰矢の如し、ということで月日の経つのが非常に早いもので平成21年9月に小泉町長が志賀町長に就任され早11年と8か月。この間、人口減少時代の到来、少子高齢化の進行、情報推進技術の進展、地方創生の取組などなどの理由から地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しさを増す一方、多方面での地域間競争も激化をしております。就任以来、小泉町長は町民の安心安全を第一に考え行動しなくてはならないということをもットーとして、積極的に町政運営に取り組んでこられました。また今般の志賀町におけるコロナウイルス感染症対策では町独自でいろんな支援や補助など他市町と比較しても非常にスピード感をもって対処対応

をしていると感じております。私は町長に志賀町の舵取り役として10月以降も続投をお願いするという責任上、町民及び志賀町のためにこの11年間、どのような町を作ってきたのかあるいは町にしたのか、そしてまた職員に対してどういった指示を与えたのか自分なりの尺度で調べ検証をしてみました。

まず、小中学生の第2子以降の学校給食費の無償化、そしてまた子どもの医療費の助成、児童手当、出産祝金、多子世帯入学祝金、新生児応援特別給付金、不妊治療費の助成、母子保健推進事業、妊産婦医療費の助成事業などなどそれぞれ条件的なものがあるにせよ、他の市町と比較しても充実したたいへん手厚い子育て支援がこれほどあったのかと恥ずかしながら私自身改めて再認識をした次第でありますし、また教育環境・福祉施設などの大規模改修、移住定住促進対策としての西山台ニュータウン、みらいとうぶ、富来地域のますほの丘住宅の整備、それらに伴う奨励金の制度、そしてまたなによりなのは長年の懸案でありました富来病院の機能転換による黒字化の実現であります。

それぞれの施策事業はそのときどき、まさにタイムリーな取り組みであり町民のニーズにもしっかりと対応し、町の活性化にも十分つながっていると私自身高く評価をした次第であります。

また企業誘致に関してもトップセールスが実り就任以来7社が増え、従業員も350人以上増加をしております。

また財政指数も良好な状態が続いておりますし、地方債残高、町の借金の就任当時平成21年には約361億あったものが令和2年度の見込みではあと202億。この間約159億の減少をしています。いや、減少させたといってもいいかもしれません。これは町長自らが常日頃から、子や孫の為に町の借金はできる限り減らし、負担をかけさせないというポリシーそのものの結果であるというふうに想像しますし、また私自身もそのとおりであるというふうにも思っております。

基金の積み立てに対しても町の貯金でありますけれども、平成22年度からこの間11年間、トータルで約15億1,000万円余り増加をさせ健全財政の確立に努めておられます。

また、今後10年間の町政の方向性や町の将来像、施策の展開方針や具体的な施策事業などを示す第2次志賀町総合計画そしてまた創生総合戦略を指針として一步一步着実に実行をしていかなければなりません。この総合計画を自ら作り上げ

た責任者として堅実に実行していく使命と責任が町長にはあります。

その町その町のスポーツの振興具合、そしてまた文化の度合いをみれば、その町の元気度がわかると言われております。それに今後はスポーツを通しての町づくりに一層力を注いでいただきたく思いますし、また観光協会と町当局がさらに連携をし、観光振興にも力を入れていただき、更なる交流人口の拡大、ひいては経済の活性化にもつなげてほしいと願っております。

私、スポーツツーリズム、グリーンツーリズムを通しての町づくりには私も考えるところもありますので、今後、委員会あるいは一般質問で提言提案をしていきたいというふうに思っております。

町執行部・議会・役場職員が望む志賀町を能登ナンバーワンの町に作り上げるにはまだまだ道半ばであります。今どの市町も子育て、教育環境、定住対策など同じような内容の施策に取り組んでおりますが、それぞれそんなに遜色がなく代わり映えのないのが現状かというふうに思います。能登ナンバーワンの町を目指すとともに、今後はこの事柄やこの分野だけは他の市町にはない、志賀町ならではの特別なオンリーワンの分野を執行部、議会、職員と共同作業で模索し考え、具現化していくのも地域間競争に勝ち抜く一つの町づくりの手法であり、他の市町とも今以上に差別化も計らなければならないとも考えております。

町の宝である子どもや孫たちがより安心安全で暮らせる町の舵取り役を今後とも担い、町民の幸せを第一に考え、更なる志賀町の発展のために、今までの経験を十分に活かし4期目も引続き町のリーダーとしてしっかりと重責を担っていただきたいと思うのは私を含めて多くの町民がそう願ひ期待をしております。

それでは町長に質問をいたします。

この11年間の町長としての総括、そしてまた今後の町政運営に懸ける思い、また4期目に向けての力強い決意をお示しいただきたいと思ひます。

いかがでしょうか、小泉町長。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 富澤議員の町政の喫緊の課題に対するご質問にお答えをいたします。今ほどは、富澤議員から、身に余るお言葉をいただくと共に、私の3期の町政運営に対する総括をしていただきましたことに、深く感謝を申し上げます。私の任期も、残すところ3か月余りとなりました。

平成21年9月に最初の選挙で5つの重点政策と3つの行動指針を公約に掲げ、就任以来、その公約の実現に向け、町政のさまざまな改革と新たな施策展開に全力を注ぎ、スピード感を持って実行をしてきました。

そして、3期目においては、これまで培ってきた経験をもとに、能登ナンバーワンの町をスローガンとして掲げ、これまで着実に成果を上げている企業誘致の推進や移住・定住の促進をはじめ、子育て支援の充実や教育環境の整備、福祉施策など、さまざまな事業に積極的に取り組んできたところであります。

事業を進めるにあたり、就任当初から一貫して町民の皆様との対話を重視した行政運営と、不断の行財政改革に職員と共に取り組んできたことにより、公約に掲げた施策は、一定の成果を上げたものと考えております。

11年間の総括として、就任以来、まず取り組んだ施策の一つが財政の健全化であります。

就任当初は、将来にわたって持続可能な志賀町を実現するために、原発関連の財源に依存しない財政基盤を確立していくことが、果たすべき責務でありました。

議員がおっしゃるとおり、地方債、町の借金の残高は、11年間で約159億円減少しました。これは、将来の子ども達につけを残すことのないよう、借金を返す以上に借らないという、プライマリーバランスを重視した財政運営の成果であると考えております。

また、年々税収が減少し、厳しい財政状況が続く中、予算編成においては、選択と集中の考えのもと、投資すべきところは、積極的に予算措置をする一方で、職員には、これが自分のお金だったらどうするかを考えた上で、国や県の補助金を積極的に活用するよう指示をし、一般財源の圧縮に努めた結果、町の貯金である基金の増加につながりました。財政の基盤強化に関連をし、大きな改革の一つとして、赤字体質が常態化していた富来病院の経営改革にも取り組んできました。

不確定要素のある療養病床等を廃止し、安定的な病床稼働が見込める地域包括ケア病床の開設や全国初となる介護医療院へ機能転換したことで現在の富来病院が開設して以来、初めて黒字経営となりました。

次に、企業誘致については、新たな雇用の創出や法人町民税、固定資産税等の町税の増収など、町が発展する原動力であり、最重要施策の一つに位置付け、取り組んできました。

その結果、能登中核工業団地では、就任当初は、27社で700人余りが働いておりましたが、現在では、33社、1,100人を超える方々が働く、能登地域における雇用の一大拠点となりました。

さらに、町内における地場産業の振興についても、積極的に取り組んできました。

年々、担い手が減少してきている農林水産業に対し町がバックアップすることで、地域の活力を見出し、生産性の向上を図っていくことが重要であると考え、G I に認定されたころ柿農家への苗の配布や、県内でも有数の水揚高を誇る富来漁港の施設整備などへの助成をはじめ、農林水産業の発展のため、さまざまな側面的支援を行ってきたところであります。

また、本町の豊富な食材や工芸品などを優良特産品として認定し、ブランド化を図るため、本町の魅力を町外へ発信する優良特産品推奨事業を立ち上げ、東京のアンテナショップなどにパンフレットや商品を置き、幅広くPRをしております。

現在では、100品を超える農産物や水産物、工芸品などが優良特産品に認定をされており、生産者や事業者の皆様のやる気を引き出す事業となっております。

平成28年度からは、優良特産品を返礼品として、ふるさと納税事業を拡充し、令和2年度には、寄附額で1億3,000万円余りの実績となり、1億円の大台を大きく超える成果が得られました。

本町の特産品であるベニズワイガニや加能ガニ、能登牛、ころ柿などの一次産品の販売促進につなげ、これによって、生産者や事業者の皆様の一助になったのではないかと考えております。

また、課題である人口減少対策に対応するため、移住・定住の促進、子育て環境や教育環境の充実を図る必要があると考え、就任後、まずは、高浜牧場の用地を買収の上、定住促進住宅地みらいとうぶを整備をし、近隣住民の皆様が住みやすい環境を整えました。

そのほか、ますほの丘住宅の建設や森林住宅地における大和ハウスとの連携協

定により、本町への移住・定住の促進にもつなげました。

子育てや教育環境の充実では、みらいとうぶ周辺で志賀小学校や放課後児童クラブの建設、すばる幼稚園の移転改築など教育環境の充実を図り、富来中学校の改修や小中学校における1人1台タブレット端末を県内でもいち早く整備するなど、ハード面での充実を図ると共に、ソフト面でも学習サポート事業や全小中学校へALTを配置するなど、手厚い教育環境にも取り組んできました。

観光面では、世界一長いベンチ周辺を交流促進エリアと位置づけ、能登里浜イルミネーションときめき桜貝廊の開催や三十六歌仙貝コレクション事業を展開し、さらには、組織を強化するため、観光協会を一般社団法人化し、事業所を能登リゾートエリア増穂浦に置き、交流人口の拡大を図ってきたところがあります。

今後も、オリンピックを契機として、スポーツ施設の充実を図り、合宿誘致なども強化すると共に、議員ご提案のスポーツなどを通して町外からの誘客を促進し、さらなる交流人口の拡大につなげ、他市町との差別化を図っていきたいと考えております。

以上のように、町長としての責務を果たすべく、これまでの11年間、多岐にわたる課題に全力で取り組んできた結果、着実に私のスローガンである能登ナンバーワンの町に近づいてきたのではないかと考えております。

しかしながら、現在の町を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症対策と経済対策をはじめ、人口減少対策や地方創生への対応、さらなる財政基盤の強化など、今後、取り組むべき課題が山積しており、重要な局面を迎えていると考えております。

このような局面を迎えている今、これからも町民の皆様からのご支持が得られるならば、今後もさまざまな課題の解決に向けて、町政の舵取り役を務めさせていただきたいと思っております。

町民の皆様が「これからも住み続けたい」「住んで良かった」と思える町づくりに、初心を忘れることなく、健康にも十分留意をしながら全力を尽くす覚悟でありますので、町民の皆様の温かいご理解をお願い申し上げ、富澤議員のご質問に対する答弁といたします。

**寺井強議長** 富澤軒康君。

**富澤軒康議員** はい。今ほど小泉町長から4期目に懸ける力強い答弁をいただきました。能登ナンバーワンの町に近づいているかもしれません。でもでもまだまだ道半ばです。これで安心せんとさらにほんと努力してまい進して行ってほしいというふうに思います。

町長の最後に読み上げ語った町民の皆さまがこれからも住みたい、続けたい、住んでよかったと思える町づくり、初心を忘れることなく健康にも十分留意しながら全力を尽くす覚悟、これに尽きると思います。しっかりとこれを肝に銘じて、今後も町民の為になにがいいのか常々考え、すばらしい町づくりを目指し、議会等に提案をし、一緒にいい町、住んでみていい町、来てみていい町を作るようにがんばっていきたい、がんばってくださいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**寺井強議長** 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

---

日程第2 町長提出 承認第2号ないし第11号、議案第35号及び第36号（委員会付託）

**寺井強議長** 次に、町長提出 承認第2号ないし第11号、議案第35号及び第36号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

---

（ 休 会 ）

**寺井強議長** 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明9日から14日までの6日間は、休会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、明9日から14日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月15日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午後1時10分 散会）